

温度計、長さ計、トルクレンチ等計量器を販売される皆様

## 温度計・長さ計・トルクレンチにおける

### 計量単位に関する規制について

平成 23 年 9 月  
経済産業省計量行政室

日頃、計量行政に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

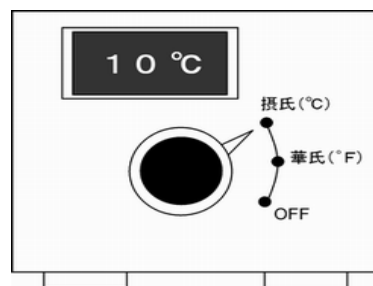
さて、最近、計量法に定める計量単位（法定計量単位）以外の計量単位（非法定計量単位）を使用した温度計、長さ計、トルクレンチ等計量器の販売が見受けられます。

計量法では、非法定計量単位による目盛又は表記の付した計量器の、販売又は販売を目的とした陳列を禁止しています（計量法第 9 条）。温度計、巻尺・直尺等の長さ計や負荷されているトルクの値を計測するトルクレンチは計量器に当たるため、計量法の対象となります。

#### <温度計について>

温度についての法定計量単位は、「℃（セルシウス度又は度）」又は「K（ケルビン）」です。

「°F（華氏）」は非法定計量単位であり、これらの計量単位を使用した計量器の販売は禁止されていますので、注意してください。

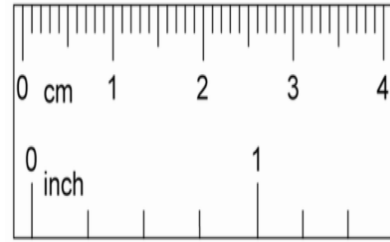


認められない例(非法定計量単位(華氏)に切り替えられる例) :

#### <長さ計について>

長さについての法定計量単位は、「m（メートル）」です。

「y d（ヤード）」、「i n（インチ）」及び「f t（フィート）」は非法定計量単位であり、これらの計量単位を使用した計量器の販売は禁止されていますので、注意してください。



認められない例(非法定計量単位(インチ)が併記されている例) :

<トルクレンチについて>

トルクについての法定計量単位は、「N・m」です。 「Kgf・cm」、「in・lbf」、「ft・lbf」は非法定計量単位であり、これらの計量単位を使用した計量器の販売は禁止されていますので、注意してください。

また、法定計量単位と非法定計量単位とが併記されたものや、法定計量単位と非法定計量単位との表示が切替えできるものであっても販売又は販売を目的とした陳列をしてはなりません。

つきましては、今一度、販売する計量器に表記されている単位をご確認いただき、非法定計量単位が付されているものがございましたら、見直しいただけますよう、よろしくお願いいたします。

○参照URL及び問合せ先

- ・計量法における単位規制の概要

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno\\_infra/11\\_gaiyou\\_tani.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/11_gaiyou_tani.html)

- ・計量法に関するよくある質問と回答

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno\\_infra/50\\_qanda.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/50_qanda.html)

- ・計量法に関する問合せ先

経済産業省 産業技術環境局 知的基盤課 計量行政室

電話：03-3501-1688

E-mail : metrology-policy@meti.go.jp